

(案)

嵐山国有林の今後の取扱方針

- 「嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」とりまとめ -

平成 21 年度に開催した「嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」における議論を踏まえて、嵐山国有林の今後の取扱方針を以下の通りとする。

1. 基本的な考え方

嵐山国有林における取扱については、「『世界文化遺産貢献の森林（京都市内の国有林）』設定方針」（平成 13 年 8 月設定、平成 20 年 1 月改定）に、森林施業指針が定められている。同方針では、カエデ類、サクラ類等の落葉広葉樹と常緑針葉樹が混交した色彩豊かな森林を目標として、陽光導入促進と耐陰性のある樹種等の植栽、関係機関との連携強化と試験研究成果の施業への反映、シカ及びサル被害防止対策、及び治山事業に取り組むこととしている。

今後の嵐山国有林の取扱に当たっては、同設定方針を踏まえつつ、以下に掲げる「景観保全に向けた落葉広葉樹等の植栽・管理」「植栽木の確実な保護と有害鳥獣駆除の実施に向けた条件整備」「治山事業による荒廃防止と植栽基盤形成」「林内利用の促進に向けた条件整備」の 4 点に重点的に取り組むこととする。

2. 具体的取組

(1) 景観保全に向けた落葉広葉樹等の植栽・管理

(背景)

嵐山の景観は、ヤマザクラ、カエデ類、アカマツ等の多様な植生により形成されている。

嵐山国有林における植生の主な課題は、ヤマザクラの維持、カエデ類の世代交代、アカマツ林の再生の 3 点である。

ヤマザクラは、もともと、小さい崩壊地の「土溜まり」に生育してきた。ここ数十年間は斜面が安定していたため、ヤマザクラの生育に適した場所がなくなるとともに、他樹種の成長により、ヤマザクラは被圧されつつある。今後、ヤマザクラの景観を維持するためには、人為的な植栽が必要である。

カエデ類は、嵐山の表層地質の主体である風化した礫質基盤（「揉み地」）で生育しやすい。これまで、急斜面に崩積土の堆積している嵐山で大規模な浸食が起こらなかったのは、植栽されたカエデ類が土壌を蓄えてきたためである。しかしながら、林内では、カエデ類の老齢化が進んでいることから、斜面安定化のためには、カエデ類の世代交代を図る必要がある。

アカマツ林は、マツノザイセンチュウによる「松枯れ」と土壌環境の変化に基

(案)

づくアカマツの抵抗力低下により、衰退しつつある。アカマツ林の再生は、技術的には可能ではあるが、土壌環境が大きく変化している中、大規模に実施するには、時間的にも、費用的にも困難である。

更に、林内には、コナラ林が広がりつつあることもあり、今後は、カシノナガキクイムシによる広葉樹の大量枯死も予想される。

今後、森林を放置すると、斜面の浸食・崩壊、コジイなど特定樹種の優占、ヤマザクラを含む落葉広葉樹の減少が進む可能性がある。従って、嵐山の保全のためには、落葉広葉樹等の継続的な植栽・管理が必要である。

(具体的取組)

- ・ヤマザクラの景観を維持するため、蔵王権現堂及び二軒茶屋周辺を中心に、ヤマザクラの植栽を実施する。植栽に当たっては、苗木の光環境を確保するため、「群状択伐」により、1箇所当たり最大500平米の無立木地を確保する。1箇所(500平米)当たりのヤマザクラ植栽本数は、林内の光環境を評価した上で、8本程度を目安とする。ヤマザクラの苗木は、4年生程度のものを用いる。植栽に当たっては、防鹿柵等を必ず設置する。また、カエデを含む他樹種との混植を図る。なお、植栽箇所の立地環境によっては、ヤマザクラ以外のサクラ類を植栽することも検討する。
- ・「嵐山植林育樹の日」における植樹は、サクラ(大苗)の記念植樹に特化する。
- ・カエデ類の有する斜面安定化の役割を踏まえて、治山事業の一環として、丸太筋工の実施箇所等において、カエデ類の植栽を進める。植栽に当たっては、苗木の光環境を確保するため、ヤマザクラの場合と同様の「群状択伐」を実施する。事業規模によっては、複数箇所において、「群状択伐」を実施する。植栽に当たっては、防鹿柵等を必ず設置する。また、ヤマザクラを含む他樹種との混植を図る。
- ・ヤマザクラやカエデ類の植栽箇所は、既存植生の中に、パッチ状に配置する。
- ・嵐山におけるアカマツ林の歴史的・文化的な価値も踏まえて、嵐山保勝会等地元関係者の協力を得つつ、尾根筋などにおける植栽・除伐・地掻き等の作業により、アカマツ林の保全に取り組む。
- ・カシノナガキクイムシ被害が発生した場合には、被害の拡大を防ぐため、被害木の伐倒・くん蒸処理を徹底的に行う。被害木の伐採跡地では、ヤマザクラ、カエデ類等の植栽を行う。
- ・ヤマザクラ、カエデ類、アカマツ以外の多様な樹種から成る植生の保全を図る。
- ・ヤマザクラ及びカエデ類の苗木植栽後は、嵐山保勝会等地元関係者の協力を得つつ、定期的に生育状況を確認する。また、苗木の光環境を確保するため、過去の植栽箇所を含めて、植栽箇所周辺における除伐・枝落とし等を実施する。

(案)

(2) 植栽木の確実な保護と有害鳥獣駆除の実施に向けた条件整備

(背景)

嵐山国有林の下層植生は、シカの採食により、オオバノイノモトソウ、マツカゼソウ、ダンドボロギク、アセビ、イワヒメワラビ、イズセンリョウなどのシカの低嗜好種が優占している。また、林内には、随所に、「ブラウジングライン」が形成されている。

林内での撮影では、一度にシカ7頭が同じ場所にいたことが確認されており、嵐山国有林におけるシカの生息密度は、森林の衰退につながると言われる密度(1平方キロ当たり2～3頭)を超えている。

サルについても、嵐山国有林を日常的に遊動域としている群れが存在しており、相当の折損被害を起こしている。また、周辺には、外来種であるアライグマが生息することが確認されており、今後、周辺施設等に被害をもたらす可能性もある。

嵐山の保全のためには、まずは、獣害から守るべき場所を確実に守るとともに、地元の合意を形成した上で、有害鳥獣駆除に取り組むことが求められている。

(具体的取組)

- ・シカの食害から苗木を確実に保護するため、ヤマザクラやカエデ類を植栽した箇所には、防鹿柵等の必要な施設を設置する。シカ除けのネットを使う場合には、小動物による噛み切りを防ぐため、ワイヤー入りのものを使う。また、網目は5cmを標準とする。
- ・地元関係者に対して、シカに遭遇した場合には、シカを追い払うよう呼びかけを行うとともに、残飯・ゴミなどエサとなるものを放置しないよう注意喚起を行う。
- ・将来的な有害鳥獣駆除の実施に向けて、研究機関の協力を得つつ、林内におけるシカ及びサルの生息状況に関するデータの収集に努める。
- ・小学校における森林環境教育等を通じて、シカ対策の重要性に関する地元関係者の理解を深める。
- ・地元関係者に対して、必要に応じて、アライグマによる被害の可能性について注意喚起を行う。

(3) 治山事業による荒廃防止と植栽基盤形成

(背景)

嵐山国有林の林内では、下層植生の衰退により、斜面中～下部に堆積した不安定土砂が移動しやすい状態にあり、落石の危険性が増大している。また、下層植生の衰退などの条件変化により、小規模な崩壊が発生する危険性も生じている。

(案)

特に、斜面上～中部では、土層厚の増大により、比較的大規模な崩壊が起こる可能性もある。

このため、嵐山国有林では、これまで同様、治山事業により、落石防止や斜面崩壊防止に取り組む必要がある。

また、嵐山国有林においては、荒廃防止のみならず、風致施業の基盤形成をも目的とした治山事業を実施することが求められている。

嵐山国有林は、昔から、豪雨の度の土石流や山崩れがあったと言われている場所であり、落石や崩壊を皆無にすることは不可能である。安全確保のためには、入山者への十分な情報伝達と入山者の管理が求められている。

(具体的取組)

- ・ 落石防止のため、ネットやアンカーによる発生源対策、落石防護柵の拡充・維持管理、植生導入による落石の発生抑制・堆積促進に取り組む。
 - ・ 落石の発生源対策として、落石の危険が高い箇所では、ネットやアンカーなどによる土石の固定を行う。
 - ・ 市道沿いでは、落石防護柵の拡充(かさ上げ、連続化)に取り組むとともに、既存施設の維持管理(補修、除石)を強化する。
 - ・ 落葉広葉樹の植栽などによる植生導入により、落石の発生抑制と衝撃の緩和を図る。
- ・ 斜面崩壊防止のため、山腹工の実施、崩壊・落石因子の人為的除去、老木の伐採に取り組む。
 - ・ 斜面における土砂移動特性を把握した上で、施設の設置が必要な箇所を厳選した上で、山腹工を実施する。
 - ・ 崩落・落石の因子となる過剰堆積土砂等を人為的に除去する。
 - ・ 更新も考慮しつつ、崩壊を誘発する可能性のある老木を伐採する。
- ・ 植栽箇所の基盤造成のために、丸太筋工などにより、土壌の保全を図る。植栽樹種は、ヤマザクラやカエデ類などの落葉広葉樹を中心とする。
- ・ 必要に応じて、溪間工の実施、崩壊地の復旧に取り組む。
- ・ カシノナガキクイムシによる被害木の伐倒処理を行った箇所では、根系の緊縛力が低下して、斜面崩壊が発生する可能性があることから、現地の実情を踏まえつつ、崩壊防止に必要な対策を講ずる。
- ・ 事業の実施に際しては、既存のデータや現地調査の結果等を踏まえて、現地の実態に適した場所・工法の選定を行う。
- ・ 専門家の協力を得つつ、事業の実施による植生への影響に関するモニタリング調査を実施する。
- ・ 入山口や市道沿いなどの主要箇所に、林内の危険性を周知する説明板を設置す

(案)

る。地元関係者に対して、入林時の注意事項の徹底を図る。

- ・嵐山保勝会等地元関係者の協力により、林内の日常的な巡視を行う。危険箇所があれば、森林管理事務所に通報する。

(4) 林内利用の促進に向けた条件整備

(背景)

これまで、嵐山国有林は、渡月橋から「見る山」として管理が行われてきた。しかしながら、嵐山国有林の林内には、蔵王権現堂や嵐山城跡などの歴史的・文化的資源が賦存しており、嵐山の歴史・文化を真に理解するためには、林内に足を踏み入れることが不可欠である。また、林内には京都市内を一望できる箇所もあり、潜在的な魅力は高いもとの考えられる。

また、嵐山地域への観光客は年々増加しつつあるものの、訪問場所は渡月橋周辺に集中しており、観光拠点の分散を図る必要が生じている。

現時点でも、嵐山山頂への登山者は相当数入林しているものと思われるが、林内における歩道や施設の整備は十分ではない。特に、林内は、斜面が急で、下層植生が少なく、落石が頻発していることから、入林の危険性は低くない。

このため、嵐山国有林を「外から見る山」から「中に入る山」にするため、十分な安全対策を講じながら、林内の歩道や施設の整備を行うことにより、将来的に、嵐山国有林における林内利用の促進を図ることが求められている。

(具体的取組)

- ・希望者や子供達を対象とする林内見学会を積極的に開催する。
- ・嵐山保勝会をはじめとする地元関係者の入林を促進する。
- ・歴史的・文化的価値の高い蔵王権現堂への参拝を可能とするため、既存の作業道・歩道を補修することにより、参拝コースを段階的に整備する。参拝コースは、一般の利用者でも安全に利用できるように、十分な安全対策を講ずる。また、利用者が森林環境について実地で学習できるよう、コース沿いに説明板を設置するとともに、周辺箇所で重点的な植栽及び植生管理を実施する。(一般への開放は将来の課題。)
- ・参拝コースの利用状況を見ながら、将来的に、嵐山山頂への登山コース、林内と保津川沿いを周回するコースの整備を進める。登山コース及び周回コースは、利用者の自己責任を前提として、入山届の提出など入山管理を確実に行う。
- ・コースの整備に当たっては、安全対策のため、周辺箇所において、落石防止施設等をあわせて整備する。入山口や山頂などの主要箇所に説明板を設置して、林内の危険性を十分に周知する。
- ・コースの開設後は、嵐山保勝会等地元関係者の協力により、コースの日常的な

(案)

巡視・管理を行う。

(5) その他

- ・京都市・京都府との連携により、嵐山国有林での先進的な取組を周辺民有林にも広げる。
- ・次代を担う子供達に嵐山の現状を学んでもらうため、嵐山地区における小学校を対象として森林環境教育を実施する。嵐山保勝会による子供向けの森林環境教育活動を積極的に支援する。
- ・平成22年度以降も、「嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」を年1乃至2回程度継続的に開催する。意見交換会では、京都大阪森林管理事務所より、本「とりまとめ」の実施状況について報告を行った上で、今後の取扱について議論を行う。また、各年度の事業内容の検討に当たっては、必要に応じて、専門家を交えた技術検討会を開催する。

(以上)